

改正前		改正後																			
<p>第6条 略</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表 (第3条関係)</p>		<p>第3条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 ヨットハーバーの施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、ヨットハーバーの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 略</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料 (円)</th> <th>納期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>1 9時から13時まで又は13時から17時までの間において使用する場合</td> <td>3,480</td> <td rowspan="2">使用日の1週間前</td> </tr> <tr> <td>2 9時から17時までの間において使用する場合(1に該当する場合を除く。)</td> <td>6,960</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>1人1回につき</td> <td>110</td> <td>使用の際</td> </tr> <tr> <td>宿泊室</td> <td>小学校児童 中学校生徒 高等学校生</td> <td>1人1泊につき 230</td> <td>使用日の1週間前</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用単位	使用料 (円)	納期	研修室	1 9時から13時まで又は13時から17時までの間において使用する場合	3,480	使用日の1週間前	2 9時から17時までの間において使用する場合(1に該当する場合を除く。)	6,960	浴室	1人1回につき	110	使用の際	宿泊室	小学校児童 中学校生徒 高等学校生	1人1泊につき 230	使用日の1週間前		
区分	使用単位	使用料 (円)	納期																		
研修室	1 9時から13時まで又は13時から17時までの間において使用する場合	3,480	使用日の1週間前																		
	2 9時から17時までの間において使用する場合(1に該当する場合を除く。)	6,960																			
浴室	1人1回につき	110	使用の際																		
宿泊室	小学校児童 中学校生徒 高等学校生	1人1泊につき 230	使用日の1週間前																		

改正前				改正後	
	徒				
	上に掲げる者以外の者	1人1泊につき	460		
艇置場		1艇1日につき	580	使用の	際
		1艇1月につき	8,130	使用日	の1週
		1艇1年につき	81,300	の間前	
給水施設		30分につき	230	使用の	際
注 給水施設を使用する場合において、使用時間で30分未満のもの又は30分未満の端数は、30分として計算する。					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県ヨットハーバー条例第4条の規定によりこの条例の施行の日から指定管理者に利用料金を納入することとなるヨットハーバーの施設については、平成27年3月31日までに施設の使用の許可を行った当該施設の使用に係る使用料については、県に帰属するものとする。